



2023年9月26日

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への 当金庫の対応に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。
同制度への当金庫の対応につきましてお知らせいたします。

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

島根中央信用金庫：T2280005003539

2. 各種手数料を店頭等でお支払いいただいた場合

- (1) 店頭等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- (2) 当金庫所定の各種「振込依頼書」につきましては、お客さまにお渡しする複写式の「振込金受取書（兼手数料受取書）」をインボイスとしてご利用頂けるよう対応し発行いたします。

3. 各種手数料を口座引落（自動振替）でお支払いいただいた場合

- (1) 預金口座から引き落とし（自動振替）により各種手数料をお支払いいただいた場合は、一定期間にお支払いいただいた手数料を一覧とした「インボイス管理票」を作成いたします。
- (2) 「インボイス管理票」はご希望の方へ月末締めにより定期発行いたします。定期発行の方法は“郵送”または“専用WEBサイトでの確認”がご選択いただけます。利用には別途お申し込み手続きが必要です。
初回の発行は2023年12月を予定しております。
お申し込み手続きにつきましては、10月中旬頃当金庫からご送付させていただく「案内ハガキ」をご返送いただくか、お取引店までご提出ください。
なお、「インボイス管理票」をご希望の方でお手元に「案内ハガキ」がない場合は、お取引店へお申し出ください。
- (3) 「インボイス管理票」は随時店頭でも発行いたします。

4.ATM でのお取引について

ATM でのお取引につきましては、振込手数料やご利用手数料等が 3 万円未満の場合、法令の定めによりインボイスの交付義務が免除される、いわゆる自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行されません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存するなどの対応等を行うことにより仕入税額控除を受けられることとなりますので、詳しくは顧問税理士等にご相談ください。

5.インボイスの重複発行について

当金庫または当金庫の委託先が発行する「インボイス管理票」につきましては、店頭等で手数料をお支払いいただいた際の発行済のインボイスと重複して掲載されるものがあります。

つきましては、実際にお支払いになられた「領収書」や「取引明細」とあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先
島根中央信用金庫
経営企画部
TEL：0853-20-1000